

2009年9月29日

報道関係各位

アリアンツ生命保険株式会社

野村證券で変額年金保険を販売開始

～10月1日より野村證券の本支店を通じて販売～

アリアンツ生命保険株式会社(代表取締役社長:三宅伊智朗、以下「アリアンツ生命保険」)は、このたび、野村證券株式会社(執行役社長兼 CEO:渡部賢一)と代理店委託販売契約の締結を行い、2009年10月1日より一時払変額年金保険(年金原資保証・Ⅱ型)[同社販売名称:「アリアンツ投資型年金(ステップアップ機能付・年金原資保証型)」]の販売を開始します。一時払変額年金保険(年金原資保証・Ⅱ型)は、証券会社では野村證券が初めての取扱いとなります。

金融危機の中において、お客さまが資産運用に対して持つ「運用実績が不調で資産が減り続ける不安」・「運用実績が好調でも、いつ下がるかわからない不安」・「変動の激しい市場で資産運用を始めることへの不安」は強まり、投資におけるリスク回避志向が高まっています。「アリアンツ投資型年金(ステップアップ機能付・年金原資保証型)」は、年金原資の最低保証・ステップアップ保証機能に加え、市場環境の変化に対応した運用を実現しており、お客さまは、安心して長期的に資産を運用いただけます。

アリアンツ生命保険では、お客さまの年金へのニーズにお応えするため、あらゆるお客さまのニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

本商品の主な特徴は、以下のとおりです。

- **運用実績にかかわらず年金原資・死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)を最低保証します。さらに、運用実績に応じて最低保証額はステップアップし、以後下がりにません。**
本商品は、運用期間中の運用実績に応じて年金原資・死亡給付金の最低保証額がステップアップする、年金原資保証型の一時払変額年金保険です。運用実績にかかわらず、年金原資・死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)と同額が最低保証され、さらに運用が好調であれば、この最低保証額が基本保険金額(一時払保険料)の105%から150%の範囲内で、5%刻みでステップアップします。一度上がったステップアップ保証額は下がりにません。
- **資産の価格変動の大きさを所定の水準にコントロールする運用手法を取入れた特別勘定で、市場環境の変化に柔軟に対応します。**
本商品の特別勘定では、資産の価格変動の大きさ(ボラティリティ)を所定の水準にコントロールする運用手法を取入れています。ボラティリティに応じて資産の配分比率を毎週自動的に見直すことで、ボラティリティを所定の水準にコントロールし、安定した運用成果の実現を目指します。

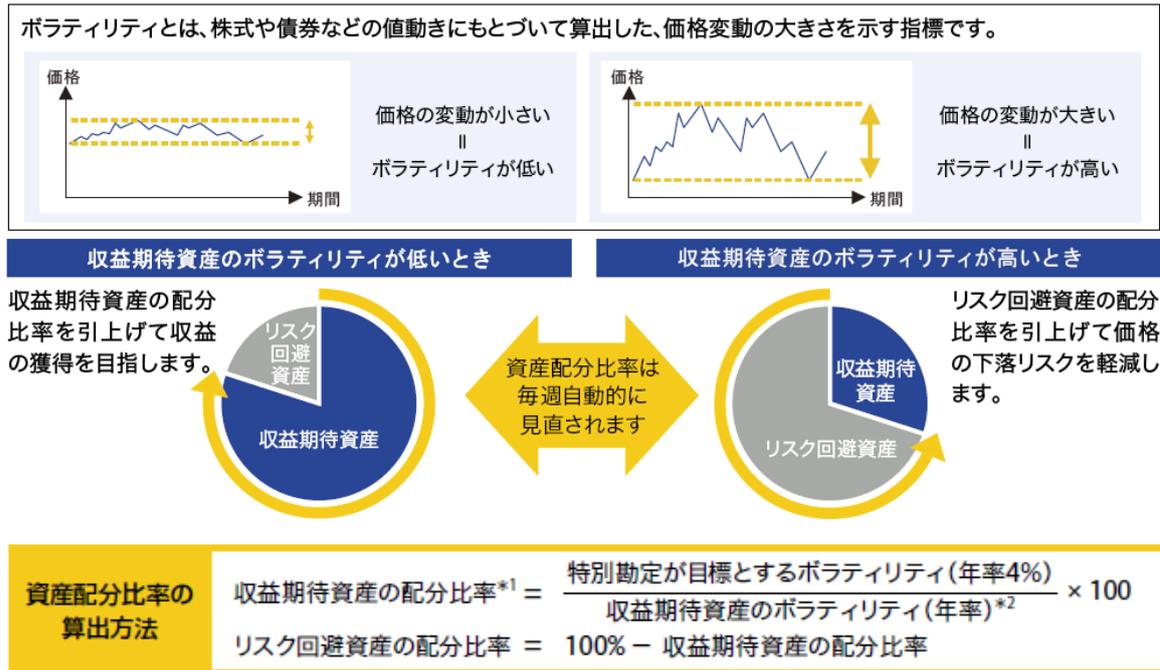
以上

＜本件に関するお問合せ先＞
アリアンツ生命保険株式会社 広報担当
Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

本商品の特別勘定 [グローバルバランス型(C001H)] の概要

■ グローバルバランス型(C001H)のしくみ

特別勘定を、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と、資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成し、これらの資産の配分比率を毎週自動的に見直します。収益期待資産の価格の変動が小さいとき(ボラティリティが低いとき)は収益期待資産の配分比率を上げ、収益の獲得を目指します。また、収益期待資産の価格の変動が大きいとき(ボラティリティが高いとき)は、リスク回避資産の配分比率を上げ、価格の下落リスクを軽減します。



*1 収益期待資産の配分比率は100%が上限です。

*2 収益期待資産のボラティリティは資産配分比率の見直し時点における、収益期待資産の過去120営業日の日次リターン(投資対象とする投資信託の日次リターンを組入比率により加重平均)にもとづいて算出します。

■ グローバルバランス型(C001H)が主な投資対象とする投資信託

リスク回避資産		収益期待資産		
資産種類	主な投資対象とする投資信託	資産種類	組入比率	主な投資対象とする投資信託
短期金融資産 ※実質的に満期1年以内の日本国債を主要投資対象とします。	ステート・ストリート短期国債ファンドVA <適格機関投資家限定>	日本株式	5%	ステート・ストリート日本株式インデックス・ファンドVA2 <適格機関投資家限定>
		外国株式 (為替ヘッジあり)	30%	ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンドVA3 <適格機関投資家限定>
		日本債券	15%	ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンドVA3 <適格機関投資家限定>
		外国債券 (為替ヘッジなし)	50%	ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンドVA3 <適格機関投資家限定>

※投資信託の運用会社:ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	0 歳～75 歳(ご契約日における満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	500 万円～5 億円(1 万円単位) ※ 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5 億円をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
運用期間	10 年～90 年(1 年単位) ※ 年金支払開始時の被保険者の年齢が 90 歳をこえることはできません。 ※ 運用期間の変更はできません。
年金種類 / 年金支払開始年齢	保証期間付終身年金 / 50 歳～90 歳 保証期間付終身年金(年金総額保証型) / 50 歳～90 歳 確定年金 / 10 歳～90 歳 ※ 保証期間満了時および年金支払期間満了時における被保険者の年齢は 110 歳以下であることが必要です。
付加できる特約	遺族年金支払特約
増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて 8 日以内であれば、アリアンツ生命あての書面(消印有効)での郵便によるお申出によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます(募集代理店では受付できません)。
死亡給付金受取人	被保険者との続柄が 3 親等以内の親族から指定できます。
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定できます。
後継年金受取人	年金受取人との続柄が 3 親等以内の親族から指定できます。 ※ 後継年金受取人は 1 名のみ指定できます。

本商品のご検討にあたっての留意事項

投資リスクについて

- 本商品は、国内外の株式および債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などの増減につながるため、投資の対象となる株式や債券の価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

諸費用について

- 本商品にかかる費用は、運用期間中は「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額、年金支払期間中は「年金管理費」となります。

契約初期費用	一時払保険料に対して 5%を、特別勘定への繰入時に一時払保険料から控除します。
保険契約関連費用	特別勘定の資産総額に対して年率 2.65%の 1/365 を毎日控除します。
資産運用関連費用※	特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して年率 0.197925%(税抜 0.1885%)以内の日割額を、信託報酬として毎日控除します。
年金管理費※※	支払年金額に対して 1%を、年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※ 資産運用関連費用(信託報酬率)は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を 100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。リスク回避資産の配分比率を 100%とした場合は、年率 0.063%(税抜き 0.06%)となります。

資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

※※ 年金管理費は、将来変更されることがあります。遺族年金支払特約による年金のお支払いについても同様のお取り扱いです。

その他ご留意いただきたい事項について

- 本商品の年金原資には一時払保険料相当額の最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、運用期間満了時まで運用いただく必要があります。

このプレスリリースは「アリアンツ投資型年金(ステップアップ機能付・年金原資保証型)」の概要をご説明するものです。本商品のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等をご覧ください。